



わたしと憲法 第5話

“憲法25条を もっと暮らしの中に”



西区東支部
中野 好子

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」「国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生上の向上及び増進に努めなければならない」

この憲法第25条は、唯一私が諳んじて言える憲法の条文です。

今、現内閣は、憲法25条を根拠とする社会保障の費用削減を叫び、医療・介護・年金など様々な分野で制度の切り捨てをすすめようとしています。そして4月からの消費税の引き上げも。

私が少し関わっている生活支援活動の現場でも、戦中・戦後を支えて来られたお年寄りが「生きていていいのか」と肩身の狭い思いで暮らして居られる姿に接し、とてもやるせない思いをしています。

憲法25条をもっと暮らしの中に引き寄せ、安心して暮らせる街づくりの運動に地域のみなさんと一緒に微力を尽くしていきたいと思っています。